資料３

長野県歯科保健推進条例改正の経過及び今後の予定について

保健・疾病対策課

【経　　過】

令和元年

７月３日　○　長野県歯科口腔保健推進議員連盟の設立（会長：風間議員）

○　設立総会を開催

10 月２日　○　長野県歯科口腔保健推進議員連盟研修会①の開催

（テーマ：オーラルフレイルについて
講　師：長野県歯科医師会副会長　山岸　光男　氏）

○　長野県歯科口腔保健推進議員連盟第２回総会を開催

条例の改正に向けた検討会を設置することを決定

令和２年

７月１日　○　長野県歯科口腔保健推進議員連盟研修会②の開催

（テーマ：災害時における歯科医療
講　師：長野県歯科医師会常務理事（地域保健部担当）新津　恒太　氏
長野県歯科衛生士会会長　宮嶋　典子　氏）

10 月６日　○　長野県歯科口腔保健推進議員連盟研修会③の開催

（テーマ：医科歯科連携について
講　師：長野県歯科医師会常務理事（学術部担当）山田　和昭　氏
テーマ：感染症予防対策としての歯科口腔保健
講　師：長野県歯科医師会常務理事（医療管理部担当）齋藤　彦次郎　氏）

12 月９日　○　歯科保健推進条例検討調査会の設置、第１回検討調査会の開催

・現行条例に基づく県事業の執行状況
・全国の歯科保健関連条例の改正状況等
・条例改正事項会長案の提示

令和３年

３月 12 日　○　第２回検討調査会の開催

・条例改正案（素案）の検討

６月 28 日　○　第３回検討調査会の開催

６月 30 日　○　長野県歯科口腔保健推進議員連盟第３回総会

・一部条例改正案を決定

７月９日～

８月８日　○　パブリックコメントの実施

【今後の予定】

９月　　○　９月定例会に条例の一部改正案提示（議員提案）

長野県歯科保健推進条例一部改正案の概要

1　改正の背景

条例制定から 10 年が経過した現在では、「オーラルフレイル」という新たなキーワードに象徴されるように、口腔機能の維持と全身の健康とのつながりがますます重要視されており、口腔機能の低下の予防は健康寿命の延伸に寄与すると考えられている。

よって、目的に「健康寿命の延伸」を明記し、その実現に向けた基本的施策を新たに定めることにより、最新の知見や社会情勢を踏まえた取組を展開していく起点とするべく一部改正を行う。

2　主な改正内容

（１）題名の変更：「長野県歯科**口腔**保健推進条例」（口腔を加える）

（２）目的の加筆：「**健康寿命の延伸**」を加える

（３）基本的施策の追加：６項目を加える

①歯科検診等の実施（受診率の向上）【条文(2)】
②災害時の体制確保【条文(7)】
③歯科と医科の連携【条文(8)】
④歯科医療従事者の確保及び資質向上【条文(9)】
⑤オーラルフレイル対策【条文(13)】
⑥感染症予防対策としての歯科口腔保健【条文(14)】

3　改正条文案

	条文案
目的	**第１条**　この条例は、歯及び口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、県の責務及び保健、医療、福祉、教育等に関係する者等の役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進することにより、県民の健康の保持増進及び健康寿命の延伸を図り、もって健康長寿県の確立に寄与することを目的とする。
基本的施策	**第 10 条**　県は、歯及び口腔の健康づくりを推進するため、基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。 （１）　歯及び口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに歯及び口腔の健康づくりに関係する者の連携体制の構築に関すること。 （２）　県民が定期的に歯科口腔に係る検診及び歯科保健指導を受けるための取組の推進に関すること。 （３）　市町村がフッ化物応用等により歯科口腔疾患の予防対策を行う場合、その実施に当たり必要な措置に関すること。 （４）　市町村等が行う母子保健に関する事業、学校保健に関する事業、高齢者の保健に関する事業その他保健に関する事業との連携に関すること。 （５）　乳幼児、障害のある者、介護を要する者その他特に配慮を要する者に対する歯科口腔に関する保健医療サービスの確保に関すること。 （６）　中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件に恵まれず、歯科口腔医療等を受けることが困難な地域をいう。）における歯科口腔に関する保健医療サービスの確保に関すること。 （７）　災害時における歯科口腔に関する保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保に関すること。 （８）　歯科及び医科の連携による保健医療サービスの充実に関すること。 （９）　歯科口腔に関する保健医療サービスに携わる者の確保及び資質の向上に関すること。 (10)　歯及び口腔の健康づくりの推進に資する調査研究に関すること。 (11)　歯及び口腔の健康づくりに関する普及啓発に関すること。 (12)　8020 運動（80 歳で自分の歯を 20 本以上維持することを目的とした取組をいう。）の推進に関すること。 (13)　オーラルフレイル対策（心身の機能低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態となることを予防するための取組をいう。）の推進に関すること。 (14)　前各号に掲げるもののほか、感染症の予防対策、たばこによる歯及び口腔の健康被害の防止対策、糖尿病等の生活習慣病の予防対策その他の歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な事項に関すること。